平成31年度茨城県里親トレーニング事業業務委託仕様書

本仕様書は，平成31年度茨城県里親トレーニング事業業務委託（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「事業者」という。）の業務について，必要な事項を定めるものである。

１　目的

未委託里親や委託後の里親に対し，子どもを委託された際直面する様々な事例に対応するトレーニングを実施し，養育の質を確保し委託可能な里親を育成することにより，更なる里親委託の推進を図ることを目的として実施する。

２　委託期間

契約締結日から平成32年３月31日までとする。

３　内容等

本事業は，平成29年３月31日平成29年３月31日雇児発0331第44号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の「里親支援事業の実施について」に基づき，次の事業を行うものとする。

（１）事業内容

この事業は次の①及び②を行うものとする。

①　未委託里親や委託後の養育技術の習熟度の状況により必要な期間を通じて，次のアからウについて継続かつ反復して実施すること。

ア　事例検討・ロールプレイ

イ　外部講師による講義の実施

ウ　施設及び既に子どもが委託されている里親宅における実習

②　未委託里親や委託後の里親の養育技術の習熟度について把握するため，トレーニングを終了した里親のリストを作成すること。

（２）事業の実施体制

この事業は，主たる担当者として里親トレーニング担当職員（以下，「里親トレーナー」という。）を配置して実施すること。里親トレーナーは児童相談所へ定期的に又は随時に未委託里親に対するトレーニング状況を報告すること。また，児童相談所は必要に応じ適宜里親トレーナーから未委託里親に対するトレーニング状況を聴取し，その把握に努めること。

（３）里親トレーナーの資格要件

里親トレーナーの資格要件は次の①から⑤のいずれかに該当する者とする。

①　社会福祉士

②　精神保健福祉士

③　法第13条の第３項各号のいずれかに該当する者

④　里親として，又は小規模住居型児童養育事業，乳児院，児童養護施設，児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設において子どもの養育に５年以上従事した。

⑤　都道府県知事が①から④に該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

（４）留意事項

「（１）①ア」に定める事例検討における事例の設定については，未委託里親が里親になろうとした動機等の個々の未委託里親の状況を考慮すること。

４　実施状況報告

事業者は，事業終了後，県青少年家庭課に対し実施状況報告書（様式第１号）を提出しなければならない。

５　関係書類の整備等

（１）事業者は，次の帳簿を備えなければならない。

ア　本事業実施に係る収支に関する帳簿

イ　事業対象者に対する支援の記録

ウ　その他本事業実施に際して必要となる諸記録

（２）事業者は，委託期間満了後，県から指示があったときは，事業対象者に対する支援の記録を県に引き継がなければならない。

８　事業の再委託

委託業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。また，委託業務の一部について再委託を行う場合は，次の各号について，あらかじめ県の承認を得なければならない。

（１）再委託の相手方の名称及び住所

（２）再委託を行う業務の範囲，必要性

（３）契約金額

９　その他の事項

（１）仕様変更

事業者はやむを得ない事情により，本仕様書の変更を必要とする場合には，予め県と協議の上，承認を得ること。

（２）記載外事項

本仕様書に記載されていない事項については，県の指示に従うこと。

（３）その他

ア　本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には，県と協議すること。

イ　採用になった企画提案は，必要に応じて一部変更する場合がある。

ウ　未委託里親や委託後の里親の意向に配慮すること。

エ　未委託里親や委託後の里親の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮すること。